

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 32 | 千葉県 子どもの医療費の助成に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県は、子どもの医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年11月26日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子どもの医療費の助成に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>子どもの医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、子どもの保護者に対し、子どもの医療費の一部を助成する。</p> <p>①受給券の交付の申請の審査に関する事務 ②受給券の更新の申請の審査に関する事務 ③受給券の申請内容の変更に関する事務 ④医療費の償還の申請の審査に関する事務</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 福祉システム |
| | <p>福祉システムでは下記事業の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉 <ul style="list-style-type: none"> 障害者日常生活用具費支給、身体障害者補装具給付、療育手帳交付、身体障害者手帳交付、更生指導台帳、障害者緊急通報装置設置、障害者家具転倒防止対策、在宅重度心身障害者おむつ給付、障害者通所施設通所交通費助成、福祉タクシー・自動車燃料費助成、運転免許助成、自動車改造費助成、心身障害者扶養共済、心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、身体障害児童福祉手当、知的障害児童福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、心身障害者福祉手当、小児慢性特定疾病医療支援、障害者自立支援、地域生活支援、障害児通所支援 ・高齢者福祉 <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、戦没者戦災死没者援護、白内障補助眼鏡等助成、はり、きゅう、マッサージ施設利用助成、要援護高齢者等日常生活用具給付、高齢者緊急通報装置設置、高齢者住宅改修費支援サービス、高齢者家具転倒防止対策、在宅高齢者等おむつ給付、高齢者実態調査、敬老祝金支給、敬老会補助金交付、敬老事業、ねたぎり老人福祉手当、各種状況報告集計、いきいき活動外出支援 ・児童福祉 <ul style="list-style-type: none"> 母子及び父子家庭等医療費助成、子ども医療費助成、児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金、児童手当、交通遺児等手当、児童福祉施設等措置費、母子寡婦福祉資金貸付 ・後期高齢者医療 |

②システムの機能

なお、子どもの医療費の助成に関する事務の機能は以下のとおりである。

- ・申請管理機能
 - ①申請内容を登録する機能
 - ②保護者情報を管理する機能
 - ③所得情報を照会する機能
 - ④申請書の提出者情報(個人番号、氏名、住所、電話番号)を管理する機能
 - ⑤所得判定機能
- ・資格管理機能
 - ①受給資格を管理する機能
- ・現況調査機能
 - ①現況届を出力する機能
 - ②現況届の受付登録する機能
 - ③審査結果を登録する機能
 - ④資格を更新する機能
 - ⑤現況届提出状況を進捗管理する機能
- ・審査機能
 - ①審査情報を管理する機能
 - ②審査結果を登録する機能
- ・消滅機能
 - ①受給資格の消滅を登録する機能
- ・決定機能
 - ①決裁及び決定書類を出力する機能
 - ②決定結果を管理する機能
 - ③未決定者の一覧を出力する機能
- ・支払機能
 - ①支払内訳書・支払通知書を出力する機能
 - ②振込データを作成する機能
- ・支払調整機能
 - ①支払調整をする機能
- ・支払実績管理機能
 - ①支払実績を管理する機能

| システム3 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) |
| ②システムの機能 | <p>●現行システムに関する内容</p> <p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。</p> <p>4. 権限管理機能 (1)各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2)統合データベースへのアクセス制御を行う。</p> <p>●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容</p> <p>1. 団体内統合宛名機能 (1)団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>2. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、情報を連携する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー)</p> |
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 福祉システム(子ども医療費助成受給券) | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表2の項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第9号、千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表2の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | こども未来局こども未来部こども家庭支援課 |
| ②所属長の役職名 | こども家庭支援課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---------------------|---|
| 福祉システム(子ども医療費助成受給券) | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 子ども医療費助成受給者、配偶者及び対象児童 |
| その必要性 | 子ども医療費助成制度の認定審査に際して、所得、医療関係情報、医療保険情報及び住民基本台帳の情報を取得する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う認定状況の変更有無を確認するため ・地方税関係情報は保護者負担額の判定に必要なため ・医療保険関係情報は受給資格対象者であることの確認に必要なため ・健康・医療関係情報は償還払いの審査時に受診状況の確認に必要なため |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成29年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 子ども家庭支援課、各保健福祉センター子ども家庭課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※ | <input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (課税管理課、保護課、健康保険課、区政推進課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="radio"/> その他 (医療保険者) | |
| ②入手方法 | <input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③使用目的 ※ | 子ども医療費助成制度の認定審査のため | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | こども家庭支援課、各保健福祉センターこども家庭課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | ①住民基本台帳情報等から、受給者に係る資格を適正に管理する。 ②所得情報から所得判定を行い、保護者負担額の判定を行う。 ③支給に必要な情報を管理する。 ④受給者等の特定を行うため、あて名情報を管理する | |
| 情報の突合 | ・住民基本台帳情報と申請、届出内容を突合して受給者、配偶者、対象児童を確認する。 ・地方税関係情報と受給者及び配偶者を突合して所得額を確認する。 ・住民基本台帳情報の異動データと住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。 ・情報照会により取得した医療保険給付関係情報と、届出内容を突合し、対象児童の被保険者資格確認を行う。 | |
| ⑥使用開始日 | 平成29年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 千葉県福祉システム開発保守サービス契約 | |
| ①委託内容 | 福祉システム開発・運用・保守に関すること | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社アイネス | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先による監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記委託内容と同様 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない |
| 提供先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

【福祉システムにおける措置】

●現行システムに関する内容

<データセンターにおける措置>

・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバー室）に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。

（注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。

<窓口業務等を行う部署における措置>

・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。

●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容

<データセンターにおける措置>

・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバー室）に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。

（注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。

<窓口業務等を行う部署における措置>

・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名コード、世帯コード、役所コード、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住民区分、郵便番号、住所、方書、住民日、増異動事由、消除日、減異動事由、最新異動日、最新異動事由、履歴番号、申請種別、申請理由、申請年月日、申請内容入力日、担当管轄、職権、事由発生年月日、決定年月日、決定内容入力日、作成日時、更新日時、決定結果、決定理由、受給者番号、資格取得日、有効期間開始日、有効期間終了日、課税区分、課税区分略称、受給券有効期間開始日、受給券有効期間終了日、自動更新対象外、通院負担額/負担者番号、入院負担額/負担者番号、調剤負担額/負担者番号、第3子以降該当、本国名使用有無、保護者本国名使用有無、保護者宛名コード、保護者カナ氏名、保護者氏名、保護者生年月日、保護者性別、保護者郵便番号、保護者該当日、保護者非該当日、保護者住所、保護者方書、保護者転入前住所、保護者住民日、保護者増異動事由、保護者消除日、保護者減異動事由、保護者最新異動日、保護者最新異動事由、保険者番号、保険種別、保険種別略称、保険者名称、保険開始日、保険終了日、記号番号、被保険者宛名コード、被保険者カナ氏名、被保険者氏名、被保険者生年月日、被保険者性別、保険者郵便番号、保険者所在地、金融機関コード、金融機関名カナ、金融機関名、支店コード、支店名カナ、支店名、預金種別、預金種別名称、口座番号、口座名義人カナ、口座有効期間開始、口座有効期間終了、送付先郵便番号、送付先住所、送付先方書、送付先カナ氏名、送付先氏名、居住地郵便番号、居住地住所、居住地方書、居住地カナ氏名、居住地氏名、注意区分略称、管区不一致、第3子判定前年度不一致、生保受給状況、レセプトNo、請求年月、診療年月、公費負担者番号、受給者番号、データ区分、費用区分、保険区分、点数表、医療機関コード、医療機関名、代表者名、診療科、入外、保険者番号、保険者名称、保険者郵便番号、保険者所在地、記号番号、被保険者宛名コード、被保険者カナ氏名、被保険者氏名、被保険者生年月日、被保険者性別、初診日、初診回数、指導有無、調基有無、転帰、特記1、特記2、特殊、保険給付割合、自己負担割合、入力元区分、診療日数、決定金額、自己負担金額、一部負担額、薬剤一部負担額、公費負担額、患者窓口負担額、高額療養費、附加給付額、食事日数、食事公費負担額、他公費1_公費負担者番号、他公費1_受給者番号、他公費1_日数、他公費1_対象額、他公費1_薬剤一部負担額、他公費1_一部負担額、他公費1_食事日数、他公費1_食事標準負担額、他公費2_公費負担者番号、他公費2_受給者番号、他公費2_日数、他公費2_対象額、他公費2_薬剤一部負担額、他公費2_一部負担額、他公費2_食事日数、他公費2_食事標準負担額、申立区分、申立理由、申立日、結果、結果入力日、作成日時、更新日時、判定結果、判定結果略称、支払日、却下理由、支払方法、振込結果、強制修正、振込額、返還状況、返還金、返還理由、返還請求日、返還請求督促日、返還日、税年度_最新、保護者_税マスタ区分1、保護者_税区分1、保護者_山林所得_繰越後1、保護者_退職所得_繰越後1、保護者_土地等事業所得_繰越後1、保護者_特別控除前譲渡所得_繰越後1、保護者_先物所得_繰越後1、保護者_総所得、保護者_給与所得1、保護者_年金所得1、保護者_雑損控除額1、保護者_医療費控除額1、保護者_小規模共済等控除額1、保護者_特別障害者扶養数1、保護者_一般障害者扶養数1、保護者_寡婦夫区分1、保護者_勤劳学生該当1、保護者_特別障害者該当1、保護者_一般障害者該当1、保護者_老人扶養人数1、保護者_その他扶養人数1、保護者_特定扶養人数1、保護者_生計維持児童数1、保護者_控除対象配偶者1、保護者_年少扶養加算数1、保護者_扶養人数1、保護者_所得割額1、保護者_税登録日時1、税年度_前年、保護者_税マスタ区分2、保護者_税区分2、保護者_山林所得_繰越後2、保護者_退職所得_繰越後2、保護者_土地等事業所得_繰越後2、保護者_特別控除前譲渡所得_繰越後2、保護者_先物所得_繰越後2、保護者_総所得2、保護者_給与所得2、保護者_年金所得2、保護者_雑損控除額2、保護者_医療費控除額2、保護者_小規模共済等控除額2、保護者_特別障害者扶養数2、保護者_一般障害者扶養数2、保護者_寡婦夫区分2、保護者_勤劳学生該当2、保護者_特別障害者該当2、保護者_一般障害者該当2、保護者_老人扶養人数2、保護者_その他扶養人数2、保護者_特定扶養人数2、保護者_生計維持児童数2、保護者_控除対象配偶者2、保護者_年少扶養加算数2、保護者_扶養人数2、保護者_所得割額2、保護者_税登録日時2、控除後の所得額、限度額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 福祉システム(子ども医療費助成受給券) | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【申請時における措置】</p> <p>①個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、受給者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</p> <p>②認定請求書等受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</p> <p>③マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報入手を防止する。</p> <p>④個人番号カード等の身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。郵送での受付時も、身分証明書の写しの添付を求める。</p> <p>【システムにおける措置】</p> <p>①子ども医療費助成に関する事務に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>②職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置></p> <p>①調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求める。</p> <p>②システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証及び生体認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。</p> <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置></p> <p>①入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。</p> <p>②入手した情報に疑義がある場合は調査を行い、情報を修正する。</p> <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置></p> <p>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。</p> <p>②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。</p> <p>③郵送での受付の際は担当課の住所・部署名を明確化して誤送付によるリスクを軽減する。</p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><業務共通システムにおける措置> 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。</p> <p><福祉システムにおける措置> ・業務のために取得した特定個人情報は、職務上必要と認められる権限の与えられた者しかアクセスできない。 ・インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|-----------------------|---|---------------------------------------|-----------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 (注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

| | |
|---|--|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><福祉システムにおける措置> 「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717 |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課 043-245-5179 |
| ②対応方法 | 問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和7年3月27日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和7年11月26日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ②システムの機能 | (前略) 【セキュリティ管理機能】 (注)「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理第1.1版」以降で提供予定 (後略) | (前略) 【セキュリティ管理機能】 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 (後略) | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ③他のシステムとの接続 | [○]宛名システム等 | []宛名システム等 | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | こども未来局こども未来部こども企画課 | こども未来局こども未来部こども家庭支援課 | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | こども企画課長 | こども家庭支援課長 | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | (前略) ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、 ①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う認定状況の変更有無を確認するため (後略) | (前略) ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、 ①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う認定状況の変更有無を確認するため (後略) | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 | こども企画課、各保健福祉センターこども家庭課 | こども家庭支援課、各保健福祉センターこども家庭課 | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署 | こども企画課、各保健福祉センターこども家庭課 | こども家庭支援課、各保健福祉センターこども家庭課 | 事後 | |
| 令和7年11月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日 | 令和6年12月2日 | 平成29年1月1日 | 事後 | |

| | | | | | |
|-------------------|---|---|---|-----------|---|
| <p>令和7年11月26日</p> | <p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p> | <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (後略)</p> | <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p>事後</p> | <p>③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)</p> |
| <p>令和7年11月26日</p> | <p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、労使・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻検索内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用</p> | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p>事後</p> | <p>③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)</p> |

